

四国中央市 発達支援センター 視察報告書

日 時：平成23年2月15日（火曜日）午後1時00分～午後4時00分

場 所：愛媛県四国中央市三島宮川4-6-55 四国中央市役所 「発達支援センター」

視察者：佐藤千徳 出口道夫 稲積洋子 山中貴代 浜松厚子 久住正子

内 容：障害児における3歳から18才までの一貫した個別支援計画に関して
詳細は、下記のとおり。

「四国中央市の概要と位置、発達支援センターの沿革と現状」

四国中央市は、愛媛県の最東部にある市。平成16年川之江、伊予三島の2市、および宇摩郡の土居町、新宮村が合併して成立。四国中央市の成立により、宇摩郡はなくなった。北は瀬戸内海のひうち灘に面し、南部は高知県に、東部は香川、徳島両県に接する。金生



川の河口に広がる川之江地区は、古くから栄え、江戸時代には阿波や土佐への街道が通じ、土佐藩の参勤交代に使われる土佐街道をはじめ物資や人の往来が盛んになった。川之江は土佐藩主の瀬戸内海への船出地点となり、幕府直がい地として代官所が置かれ、新宮町の馬立には本陣があった。金生川の水と四国山地のミツマタ、コウゾなどの原料が入手しやすかったため、近世末から手すき和紙の製造で栄えていた。明治から大正の時代には、機械すきの技術が導入され、昭和に入ってから、洋紙生産も盛んになるなど発展し、西日本

最大の製紙業地となった。銅山川の豊かな水量を工業用水として、製紙工場が多く立地する。現在も、和紙、洋紙、水引、水引細工、半紙、のし紙、手すき障子紙、奉書紙、包装紙、段ボール、改良紙、トイレットペーパー、衛生紙綿など、多様な紙・パルプ工業生産がおこなわれている。製紙業や紙製品を紹介する「紙のまち資料館」や愛媛県紙産業研究センターがある。山地が海岸にせまる立地から海岸線ではこの地方独特のやまじ風が吹くため、風に強いサトイモや球根類などが栽培される。山間地ではシイタケなどを生産。

銅山川流域の富郷溪谷、金砂湖などは山間休養地。香川県境に近い切山地区にある真鍋家住宅は、国の重要文化財、三角寺は四国霊場第65番札所である。

平成22年	面積(平方km)	人口(人)	世帯数	一般会計(単位:円)
四国中央市	420.9	92,649	37,422	31,100,000
三浦市	31.04	48,224	17,898	17,025,794

「発達支援センター誕生の経緯」

障害を持ち教育段階で特別な支援を要している生徒数は全国で全児童生徒数 1074 万人のうち、平均 2.34%（約 25 万 1 千人）なのに対し、四国中央市では全生徒数 7400 人に対し 6.2%（460 人）と全国平均を大きく上回っている。四国中央市内には特別支援学校がなく、国・県立の特別支援学校が愛媛県内に知的 8 校、肢体 2 校、他盲ろう学校など全部で 14 校あるものの、県最東部に位置する四国中央市からはいずれの学校も車で 80 分以上かかる距離に位置している。そういった状況の中、長距離の通学が困難な児童は、市内の普通学校の特別支援級や、障害の軽い児童においては普通クラスでの指導を受けている。障害を持つ学齢児においては文科省の個別指導計画の他に厚生労働省自立支援法における個別支援計画の 2 本立ての計画策定が必要との指導が入っている。市合併当時（平成 16 年）保健福祉部こども課にいた、現在発達支援センターの所長大西潤喜氏は、滋賀県江南市で、個別指導計画と個別支援計画の 1 本化を図り、障害児の一貫した支援システムを進めていることを知り、当時の担当、現国立特別支援教育総合研究所、教育相談部総括研究員である藤井茂樹氏に教えを乞い、自分の市でも出来ないかと学校教育課などに検討を持ちかけた。が、改革に保守的な学校教育課の姿勢は頑なで、話は中々進展せず、福祉部こども課と学校教育課との不和を地元地方紙に書かれた事もあったという。大西氏は言う。「中々理解してもらえなくて苦労した時代もありました。」と。

状況が変わってきたのは、現市長井原巧氏が市長に就任してから。

井原氏は専修大学経済学部経営学科卒という経歴を持ち、平成 7 年から県議会議員を務め、平成 16 年の合併後四国中央市初代市長に就任した。現在は 2 期目。昭和 38 年生まれの 47 才と若い市長である。経営に精通しながらも福祉への思いは強く、県議会議員当時から保育園のイベントなどにはよく顔を見せていたという。演説のモットーも「熱い思いがあれば「信」は通じる。失言を恐れるより必死さが大事」福祉への思い入れも強く持っていたという。そんな市長が大西氏の思いを知り、平成 19 年 4 月、市単事業として保健福祉部こども課に「発達支援準備室」設置。正規職員 2 名のスタートではあったが、専門家を集めプロジェクトチームを作り、4 月から 6 月までの間にプロジェクト会議を 6 回開催。発達支援事業について協議を重ねた。

また、対象児の実態把握及びニーズに関する実態把握の調査にあたった。

同年 7 月、スタッフ 4 名が加わり、「発達支援室」に移行。四国中央市発達支援事業実施要綱を施行。関係 6 課および他の委員 24 名による、相談支援事業「発達支援相談連絡会」が設置された。

10 月からは市の単独事業としては全国で 4 番目となる 3 歳から 18 才までの一貫した「個別支援計画」の策定がスタートした。平成 20 年 4 月名称が現在の「発達支援センター」となった。場所も市の合併で空くこととなった商工会議所の建物の 1 階部分を改装して使用している。2 階には教育委員会が、1 階の発達支援センターの隣にはボランティアセンター

が置かれている。このボランティアセンターも市長の「発達支援センターに相談に来た人たちがボランティア依頼をしやすいように隣に置こう。」との声から設置されているのだという。建物の看板は未だに“商工会議所”と掲げられていて、視察に行った自分たちも発達支援センターが中々見つけられず、たまたま近くを通りかかった支援センターの職員の方に声をかけてもらい、案内してもらったというエピソードもあった。



発達支援センターは机を7つ並べていっぱいになるほどの大きさの事務所と応接室、個別療育室3、感覚統合室1からなっている。この個別療育室と感覚統合室を使い、「個別療育教室」を市単独で行っている。この「個別療育教室」に関しては市単事業のため、療育手帳の有無は問わず、市の福祉課がその児童に対し、早期の個別療育の必要性を認め、受給



者証を発行すれば自己負担1割（1回288円）で受けられることになっている。

ここでは作業療法士による運動器具を使った感覚統合療育、臨床心理士による箱庭療法や言語聴覚士による言語療法などが個別、1日5人ほど行っているという。感覚統合室にはマジックミラーが付いており、隣の部屋から保護者が見れるようになっている。

その他発達支援センターでは、学校教育課から「幼児ことばの教室（5教室）」を移管、児童デイサービス2園を管轄している。

平成21年4月にはそれまで市長部局付であった「発達支援センター」を「市教育委員会」へ移管。従来の発達支援事業に加えて、市特別支援教育に関わる事業を開始した。本来ならば特別支援学校通学の対象ではあるが、交通の便から市内の普通学校への通学を余儀なくされている児童を「認定就学者」とし、市教委として正式への適切な指導・対応への検討を重ねることとなった。

平成22年4月、現在の職員体制、正規職員3名（うち2名はこども課との併任）臨時職員5名、嘱託1名の9名体制となった。その9名の内訳としてはセンター長である大西氏の他、保健士、保育士、臨床心理士、作業療法士などが「相談・計画・療育」に当たっている。

視察当日はセンター長の大西氏と脇氏が対応して下さった。



「発達支援センターの理念」

発達支援センターはインクルージョン（すべての人を包括する）の理念に基づく障害や発達課題のある児童への支援体制を整備するとともに、就学前からの療育事業の充実、学校における特別支援教育の推進、障害児に対する地域・就労支援策の向上に努めているという。またこれを進めていくに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する部局相互の緊密な連携を確保し、関係機関の協力体制の整備にも努めたということで、市の部局間協力がなくしてはなしえなかった事業といえよう。発達支援事業は、学校教育法並びに障害者自立支援法・発達障害者支援法に基づき、四国中央市発達支援事業実施要綱（別紙資料 1）が定める個別支援計画の作成を通して、障害の早期発見と発達支援体制の構築に取り組んだ。支援体制の核となる「個別支援計画」は保護者の同意を得て作成している。また、医療、保健、福祉、教育・労働の関係者 24 名が委員となる「発達支援相談連絡会」を設置して、現在から将来にわたる支援策を保護者・関係機関と共に協議し、提示している。その中で、障害の種別・程度と発達段階に対応した望ましい就学や適切な支援方法を検討し、具体的な障害児施策や特別支援教育の充実を図っている。発達支援事業は 5 本の柱からなっており、

- (1) 来所（電話）、巡回、療育、教育、就学などの相談事業
- (2) 発達検査や個別支援計画作成、特別支援学級センター校への支援などの支援事業
- (3) 市民・関係機関・保護者・支援者を対象とした啓発研修を行う事業
- (4) 発達支援センターの他 2 教室における個別療育教室を定期的実施し、運営する事業
- (5) 県の教育委員会や発達支援センターと市の関係機関との連携を図る業務

これを 9 名のスタッフ、年間予算 90 万円（人件費除く）で行っている。

「個別支援計画の作成」

発達支援事業は上記のように 5 つの事業・業務を行っているが、その核となっているのは 3 歳から 18 才まで引き継がれていく「個別支援計画」であろう。「個別支援計画」とは障害や発達課題のある子ども一人一人を関係機関（医療・保険・福祉・教育・労働）が連携して効果的に支援するための計画なのである。つまり関係者が、本人および保護者の願いや目標、支援内容、支援方法の情報を共有したり、役割分担をしたりして適切な支援をしていくための道具（ツール）なのだ。従ってその児童が関わっている機関で、関わっている人が関係機関との協力が必要と感じたり、就学や就労などの移行期に支援について相談したいと感じた時、外部機関や専門機関と連携した支援が必

個別支援計画

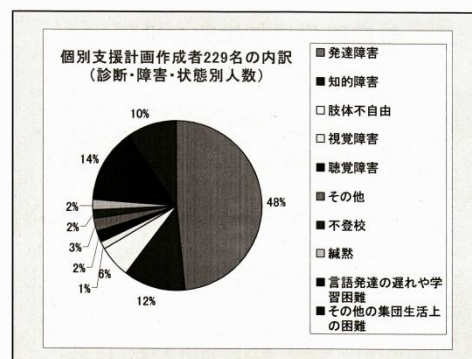
保護者と関係機関(医療・保健・福祉・教育・労働)が連携し、長期的な支援を可能とするために作成。

「立案-実践-評価」を検討するための「支援会議」を年2回開催。

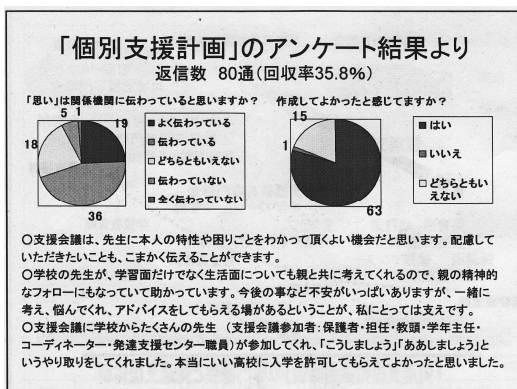
要と感じた時、その人（保護者および関わっている人）が発達支援センターに個別支援計画作成の相談をしに行く。相談を受けたセンター職員は訪問し、アセスメント、状況の把握をし、その後“市長名”“教育委員長名”の文書で支援会議の開催を通知し、関係する人たちを集め、支援会議が開かれる。その中でその時最も関係している機関の担当者・担任と保護者が中心となり、個別支援計画を作成していく。特に保護者は策定・実施・評価の中心となっていく。個人情報の保護ということも重要なので、個別支援計画作成に関する情報保守を記載した同意書にサインをもらった上での作成ということになる。個別支援計画を作成することで、関係機関がそれぞれの立場からサービスを提供して、地域全体で支えるネットワークが生まれてくるのである。そして本人にとっても、そのような支援を適切に受けられるというメリットが生まれる。その支援計画は、5月に“年間目標に伴う支援会議”2月に“年間の評価を行う支援会議”と年2回1人90分の支援会議を開催し、見直されていく。（関係者が必要と思った時には臨時の支援会議を開催することもある。）これもその都度、市長名、教育委員長名で文書で支援会議の開催を通知される。また、作成担当者・機関が変更となる場合は、引き継ぎのための支援会議が開かれ、過去からの資料も含めて引き継ぎシートがファイリングされ、次の機関や学年に引き継がれていくのである。引き継ぎをやめたい時は、保護者が関係機関に連絡をし、終了となる。あくまでも主体は本人および保護者なのである。

「発達支援事業の現状」

平成19年の発達支援事業のスタートから3年目を迎え、現在個別支援計画を作成し、支援している児童は、229名となっている。その診断・障害・状態別人数の内訳は右記の通りとなっている。発達障害の児童が大半を占めているというのは否めないが、ここで特筆すべきは不登校や※1 緘黙など、とかく親子で抱え込んで



しまい、出口が見つからなくなっているような児童にも支援の手が差し伸べられているということであろう。大西センター長の話では「集団生活上の困難から個別支援計画を立て



ていくというのは、本人たちから声が上がってくるのが少ないので中々難しいが、今後でも取り組んでいきたい課題である。」との事であった。今年行われた保護者向け「個別支援計画」のアンケート結果では、「個別支援計画」を進めていく中で、「思いは伝わっているか？」との問いに対しては6割近くの保護者が「伝わっている」と答え、「作成してよかったと感じているか？」

「考 察」

地域福祉係：稲積 洋子

今回、四国中央市発達支援センターの視察へ同行させて頂き、感じた事は言うだけでなく、「先陣を切って行動する」というの行政のパワーでした。日々、地域や支援機関のみなさん1人1人の悩みや思いを受け止めることはもちろんのこと、その思いを共有できる環境を整えられるよう「アクション」を起こしていくというアグレッシブな姿勢にとっても感動させられました。

行政や社協に課せられた役割は「専門職として当事者やその家族を支援していく」ことはもとより、それらの声を集約し「環境を整えていくこと」にもあると思います。今回の視察では、その基本とも言える、「行政・社協が先陣を切って、フォーマルなシステム作りとインフォーマルな部分も含めたネットワークづくりを行い、機能させていく」という役割を改めて学ばせて頂きました。後は、そこで学んだノウハウを活かして、自分たちがどうアクションしていくかだと思っています。

まだまだ整理すべき課題は山積していますが、行政や地域のみなさんと協働しながら、一歩ずつ前進できるよう「行動」することからスタートしていきたいと思います。

最後に、社協の使命は「地域福祉の推進」とよく言われますが、漠然としていて、あまり実感が沸かなかったのがこれまででした。しかし、今回の視察を通し、「地域の中で生き生きと暮らすことのできる環境づくり」をお手伝いするための「種」は色々な所に転がっているということを改めて感じさせられました。私も、そんな「種」に目を向けられるよう、気持ちを新たに業務に取り組んでいきたいと思っています。

今回、視察に同行させて頂き、本当にありがとうございました。

地域活動支援センター：浜松 厚子

2月15日、16日と愛媛県四国中央市に視察に行かせて頂きました。近隣に大きな都市もなく、1市3町が合併しできた四国中央市に視察というのは、最初不思議に思ったのですが、独自に作った色々な障害を抱えた子供たちのシステムで、分野を超えた医師、学校、保健師などの協力で、3歳から18歳までの情報を共有して見守り支援することは現場で働く者にとってはとても心強い事です。家族にとっても見守ってくれる人たちが多いというのは心強いと思います。当初、支援計画を作成するにあたり、教員（担任）、医師、行政職員（発達支援センター職員）の連携と、情報の共有化をシステム化する労力は並大抵なことではないと思います。三浦市では、担当者会議を一つ開くにも、スケジュール調整が難しく難題です。まして、医師や教員となると無理だと思っていました。もう一点四国中央市の社会福祉協議会がもう少し、支援計画や、発達支援センター事業の内容に名前が出てほしかったと感じました。

就労支援B型事業所どんまい所長：山中 貴代

今回四国中央市発達支援センターを視察させていただくこととなり、支援の必要なお子さんたちに市役所が率先して関わり合い、そして子供たちの成長を地域全体で見守り、育てていくといった取り組みをお聞きしてきました。

この事業では支援の必要なお子さんに、「個別支援計画」を作成し、その子のその時期に合った支援を行っており、また支援計画を作成するにあたっては、各関係機関が携わり、3歳から18才までの期間、支援計画引き継ぎシートを使用し、その子を支えていくためによりよい支援になるよう、その都度関係機関が集まり、検討会議が行われているとのことで、親が孤独に悩み苦しむことがないようなシステムになっており、この取り組みの素晴らしさをお伺いすることができました。またこの事業をスタートさせるにあたっては、市長はじめ職員の方たち皆さんの熱い思いがあったからこそ実現し、継続しているのだと強く感じました。

(以 上)

文責：児童デイサービスHUGくみ所長／久住正子